

所定疾患施設療養費 I, II とは

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表

【対象となる入所者の状態】	(当施設での主な治療内容)
1. 肺炎	血液検査でCRP・WBCの数値を測定し診断。セフオン静注用(1g/v)やセフトラキス静注用(1g/v)セフトリアキサシナトリウム1gやセフトラキス静注用(1g/v)の投与。又はセフカペンピボキシル錠、ピペラシリンNa1gの投薬による治療。
2. 尿路感染症	尿検査で蛋白・潜血・細菌。尿診査で白血球・赤血球の数値を測定し、診断。セフオン静注用(1g/v)やセフトリアキサシナトリウム静注用(1g/v)、セフェピム1gの投与。又はレボフロキサシリン錠500mgの投薬による治療。
3. 带状疱疹	PHN状態の確認、左右のどちらかの神経に沿う疱疹かの診察 アシクロビル点滴静注液250mg、セフトラキス1g
4. 蜂窩織炎	血液検査でCRP・WBCの数値を測定し診断。抗菌薬治療 スルバシリン1.5g、セフカペンピボキシル錠1g、セフトリアキサシナトリウム1g、サワシリンカプセル250mg、オーグメンチン配合250mg

★上記で治療が必要となった入所者に対し、施設管理医師が感染症対策に関する内容(標準的検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定します。

また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。

診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載し、行った検査、治療内容等を記載します。

請求に際して、診断、算定開始後は、治療の実施状況について公表します。



介護老人保健施設セントラル土浦 入所/所定疾患施設療養費 II 加算取得状況



2022年4月～2023年3月

算定該当月		2022年										2023			年度合計	合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
所定疾患施設療養費 II 480単位	実人数	3	2	5	6	4	2	3	4	3	4	1	0	実人数	37	
	延人数	20	3	31	36	27	16	23	19	13	30	6	0	延人数	224	
【疾患別内訳】														年度内訳合計		
肺炎	実人数	0	0	2	3	4	2	3	3	1	3	1	0	実人数	22	
	延日数	0	0	15	19	27	16	23	15	3	20	6	0	延日数	144	
尿路感染	実人数	2	2	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	実人数	9	
	延日数	15	3	9	11	0	0	0	4	0	0	0	0	延日数	42	
带状疱疹	実人数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	実人数	2	
	延日数	0	0	7	0	0	0	0	0	5	0	0	0	延日数	12	
蜂窩織炎	実人数	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	実人数	4	
	延日数	5	0	0	6	0	0	0	0	5	10	0	0	延日数	26	